

1 動物の保護管理に関する事業

(1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病	動愛法			計	前年度からの継続飼養
		抑留	所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	133	52	97	6	288	24
	幼		6	17	13	36	2
	計	133	58	114	19	324	26
猫	成		37	571	39	647	7
	幼		40	1194	56	1290	6
	計		77	1765	95	1937	13
その他	成				1	1	0
	幼				0	0	0
	計				1	1	0

\*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

\*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者引取、拾得者引取（警察からの依頼含む）、負傷動物収容）

\*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む）（以下同じ）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	36	38	5	24	16	169	288	24
	幼		1	0	26	3	6	36	2
	計	36	39	5	50	19	175	324	26
猫	成		13	0	12	151	459	635	19
	幼		1	0	48	450	796	1295	1
	計		14	0	60	601	1255	1930	20
その他	成		1	0	0	0	0	1	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		1	0	0	0	0	1	0

\*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

\*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの